

**公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団
令和8年度施設整備等助成事業の重要事項**

社会福祉法人山梨県共同募金会

I 助成事業の選定（推薦）基準

- 1 助成なくしては、その事業の効果を十分に發揮できないと認められるものであること。
- 2 当該事業が、営利を目的としないものであること。
- 3 当該事業の予想する成果が、特定の利益にのみ寄与すると認められないものであること。

II 助成の対象団体

- 1 事業を計画に従って遂行するに足りる能力を有すること。
- 2 公益的団体であって、原則として法人格を有すること。社会福祉事業を行う団体については、社会福祉法人、又は公益社団法人、公益財団法人であること。
なお、社会福祉事業を行うNPO法人については、社会福祉協議会の推薦を条件とする。
- 3 代表者の熱意、見識及び能力が信頼するに足りるものであること。
- 4 当該団体に不適当と認められる行為がなかったこと。
なお、つぎの団体に対する助成は行わない。
 - ① 同一法人に対する連続助成
 - ② 病院等医療機関に対する助成
 - ③ 市町村社会福祉協議会に対する助成
 - ④ 老人保健施設に対する助成
 - ⑤ 有料老人ホーム等営利を目的とする施設に対する助成
 - ⑥ 公設民営施設（指定管理制度によるものを含む）

III 助成事業の選定の基本方針

選定に当たっては、次の各事業に重点をおく。

- 1 障害者(児)福祉事業
- 2 老人福祉事業
- 3 母子及び児童福祉事業

IV 助成事業の範囲

- 1 車両の整備事業（重点助成物件）
- 2 備品等の整備事業
- 3 施設の設置、増改築及び修繕事業

V 令和8年度の山梨県の助成金等

- 1 令和8年度助成事業に係る本県への交付枠：701万円
- 2 助成件数：3件以上
- 3 総事業費に対する助成限度額(1団体当たり)：総事業費の4分の3以内